

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十第

行發日一月二十年十正大

論叢

我所得稅と普遍の原則

法學博士 小川郷太郎

植民政策是非

文學博士 原勝郎

朝鮮の三開港場

文學博士 三浦周行

進歩か退歩か

法學博士 財部靜治

農業労働問題

法學博士 河田嗣郎

時論

米國の排日問題

法學博士 末廣重雄

財産稅案に対する諸種の非難に答ふ

法學博士 神戸正雄

說苑

リッケルトの價値體系

文學博士 米田庄太郎

雜錄

マルクス主義に所謂過渡期

法學博士 河上肇

伯林最近の生活費

法學士 汐見三郎

附錄

本誌第十三卷總目錄

農業労働問題（六）

河田 嗣 郎

四 農業労働の新組織

農業労働者が其の利益の擁護と地位の増進との爲めに、或は労働組合を作り、或は小作人組合を造つて、運動を行ふことは、彼等に與へられたる權利であり、又現今の時勢の下に於ては、洵に己むを得ざる所とする。然るに農業に在つては、工業に於けると異り、雇主たり企業家たる者も、労働不足の爲めに經營上少からざる苦痛を感じつゝある次第だから、たゞ一概に労働者の運動を阻止し防塵せんとするのではなく、何とかして、一面には労働者の満足を得、他面には又經營上の困難を救はんものと、其の解決策又は緩和策が攷究せられ、又その實行を見んとするの勢を、比較的急速に醸成しつゝある。

此の解決策又は緩和策としては、やはり工業方面に於けると同じやうに、或は労働者の生産組合を組織し、之をして自主的に生産經營を行はしむる組織や（Co-operation）多數の土地所有者が集つて組合を組織し、その所有地を併合して一の纏つた農場と爲し、之が共同經營を行ひ、然か

もその經營は利益分配制 (Profiteuring) の下に之を行ふことや、或は労働者をして經營管理に参加せしむべき農場委員制を設くることやの如きが致へられる。

今此等の方策と見らるべき種々の組織に就いて、一般的に其の性質利害等を論ずることは、本論文の性質上妥當でないから、此所にはたゞ、從來我國や他國に於て、既に其の實行の端緒を開かれたる所のものに就いて、實例に依て其の一斑を示すこととする。

先づ現今の労働運動に於て大いに主張せられつゝある所の、労働者の自主的經營制に就いて見るに、之は自作制や小作制やが已に其の意味に叶へるものであつて、然かも此等は此所に問題とはなり得ざる所から、主として専ら労働者が組合を組織して、その組合に於て小作を引受け行ふ所の制度として、其の實現を見んとしつゝある。即ち從來單純なる雇傭労働者であつた者等が、其の雇傭關係を排し、集つて組合を造り、其の組合に於て共同的に作業し、他人の土地を借受けて、共同小作又は自主労働制を造り上げるもの之れである。

此の新組織は、我國にも其の例がないではないが、やはり現今までの所では、伊太利に於て最も著明なる發達を遂げつゝある。試に其の概況を述べらう。

伊太利に在つては、前に之を明かにしたやうに、農業労働者も亦工業労働者同様に労働組合を組織して、その雇傭條件の改善の爲めに、其他又一般的に雇傭労働者としての利益を維持増進せ

むが爲めに、努力して居るのであるが、此の組合以外に又彼等が獨立の企業者として農業の經營を行はんが爲めに、共同小作組合を組織するの傾向も、近時頗る顯著ならんとするに至つた。

即ち同國に於ては、自作農民や分益小作人等の間に、各種の産業組合が組織されて、北部地方に於けるほど其の發達を見て居る有様であるが、然し同國に在つては、自作農民や分益小作農民の數に比較すれば、非獨立的なる無産労働者として、何等の土地を所有せず、自己の身體に固有なる労働力以外には、生産に與はるべき手段を有せざる者の數が多い。然るに此等の者が、労働組合を造つて、雇主たる地主や小作人に對抗して運動をしてみても、兎角其の結果が面白い爲めに、終に彼等は同盟罷業やボーイコットの如きもの以外の有效なる道を開拓せんと企てたのである。斯くて造らるゝに至つた所のもが即ちこの共同小作組合であつて、同國以外に於てはルーマニアに其の發達を見つゝある。

由來農業經濟學の教ゆる所に依ると、農業といふ生産業務に在つては、自作にせよ小作にせよ、たゞ個人的經營のみが成功し得べきもので、共同經營は成功し難いものと説かれて居るが、然し今労働者が共同して、共同小作組合を造り、共同企業として能く農業經營に成功することになれば、從來の定説は、多少の改造を必要とするに至る次第である。

然し此の共同小作組合としての新企業形式が、伊太利に於て能く發達し得んとするは、實は同

國の事情が之をして然らしむる所の少からざるに因るを注意せなければならぬ。即ち同國に在つては、土地所有が非常に資本化されて、企業者と労働者とが、共に之から離れてしまつて居り、土地はたゞ單純に地代所得の目的の爲めに所有せらるゝ状態が、廣きに涉つて存在することゝ、今一つには一八八〇年代に土地の改良工事が大に行はれたることゝが、その前提條件を爲して居るのである。此の改良工事に際しては、労働者等は、其の行ふ労働は頗る簡單なる労働で、たゞその分量に於てのみ大なる労働を爲すに過ぎないで、然かもそれを爲すには、企業家なる者を抜きにして、直接に政府や金融業者と交渉することゝなつた。斯くて彼等は、一面に企業家の必要といふことを知ると同時に、他面又自己の生産上の能力を覺ることゝなつた。そして又社會黨の勢力の下に立てる政府は、此種の労働者の生産組合を奨励する所があつたのである。

惟ふに、土地が労働者の方に依て新たに灌溉又は排水せられ、其の工事が出来上つたといふことになれば、労働者等は其の共同の力に依て出来た土地なのだから、之を又引續いて共同に耕作經營して行かうといふ考を起すのは、無理からぬ所とせなければならぬ。茲に於てか、労働者等の組織せる共同小作組合(Affianza Collettiva)は、直接に地主に談判して、其の土地を借受け、其の保證としては自分共の貯蓄せる資金や保險證書の類を提供することゝしたのである。

共同小作組合の農業經營は、二様の形式に於て行はれる。即ち一は、經營上の共同をば、たゞ

業務の指導及び生産物の販賣といふが如き部分に關してのみ行ふもの之れである。例へば各組合員は、其の共同小作地を銘々に分割して配當して耕作し、水路や道路の設備、高價なる機械の使用、生産物の販賣といふが如き事のみ、共同事業として行ふものである。此の分割的條件の下に行はれる共同小作制 (Affittanza a condizione divisa) に對して、今一つのは、合一的條件の下に行はれる共同小作制 (Affittanza a condizione unita) であつて、此の形式に於ては、經營は初から共同に行はれ、事業は個人的大規模經營に於けるが如く、共同機關に依て單一的に指導經營せられ、各組合員は労働者として働き、その労働に對しては、地方普通並みの賃金が支拂はれ、後日年度末に事業全體の計算が行はれて、利得の擧つた場合には、其の配當の行はるゝものとする。

此種の農業労働者の生産組合は、戦前既に上伊太利に於て四十五、シシリ島に於て四十三を數ふる有様であつたが、其等は決して皆悉くが社會主義的努力より生れたものと見るべきではない。教會の如きが其の所有地を此種の生産組合の小作に附する場合もあつて、此の宗教的勢力の下に造られた共同小作組合は、保守的性質に富むものたるを免れぬ。然しその小作條件に至つては、可也小作人に都合よきものたる爲めに、労働者自身の發意に依て出來上つた共同小作組合よりも、却つて業務上に於て繁榮するを得た。然し乍ら後者は又社會主義的傾向を帶べる地方自治體の如

きが、其の公有地をば其の小作に附することを敢てするに至つた爲めに、其の方面から大いなる援助を得ることが出来た。そして政府は、此種の小作組合が發達するに至れば、地主小作人間の感情及び利害の衝突を緩和するを得るのみならず、此の企業形式は又特に南方に於て必要とせらるゝ内地植民の業を進むるに適當なるものと見て、大いに之を獎勵することゝした。

惟ふに此種の共同小作組合が農業労働者の境遇を改善し其の地位を向上せしむる爲めに有效なる手段たることは、之を争ひ難い。然し之は如何なる場合にも常に農業經營に適合せる企業形式とは謂ふことが出来難い。その有効なるを得べき場合と、其の有効たり得べき限度とは、自ら限定されたるを忘れてはならぬ。則ち若し此種の組合が成功して、其の業務が繁榮するに於ては、其の業務に與はつた當初からの組合員は、新組合員を加入せしむることに依て、其の利益を少くするを欲せざる所から、労働が餘分に必要なる場合に於ては、他より労働者を雇備して事を濟まさんとするに至り、組合は化して雇主團體となり、動もすれば又會社企業のやうに、營利的のものと化し、其間に又新たな弊害を生むに至るものとする。此事工業方面に於ける労働者の生産組合に在つても、屢次之を見る所であるが、農業方面に於ても事情に異る所はない。

加之此種の生産組合を組織し得べき労働者は、労働者中に在つては既に比較的良好なる境遇に在るもので、更に彼等の地位を進むるものとして役立つに過ぎず、劣等なる労働者等には、多く

その利用の道の開かれたるを見ないのである。労働者等がまだ幼稚なる状態に在り、一種の村落共産團體を形造つて居るやうな地方に於ては、労働者は、此種の現代的企業形式に入る迄には、尙ほ今少しく發達するを必要とするのである。³⁹⁾

右は伊太利に於ける共同小作組合に關してのことであるが、概して此種の労働者共同生産組織は、夙に諸國に於て推奨せらるゝ所たるに拘らず、從來の實例に於ては、工業方面には割合に大いなる成功を占めたるもの少く、却つて農業方面に於て稍々成功せるものがある。從來の例では、手工業方面に在つて櫛屋製本屋の如きに成功せるものあり、農業方面に在つては、半酪乾酪製造果物加工業等に成功の例多く普通耕作に於ては、右伊太利の例が最も著明なるものである。即ち此種の共同生産組織は、組合の規模が比較的少く、組合員の數も比較的少く、然かも各組合員は皆大抵同様なる労働を爲し、受取るべき勞賃の額も相似たるやうな場合に於ては能く成功し得る見込があるけれども、複雑なる組織の下に大規模經營の行はるゝ如き事業に在つては、労働一様なるを得ず、熟練労働者と然らざるものとの區別を生じ、事業はとかく圓滑有効に進み難くて、失敗に終る場合が多いのである。農業の中に在つても、彼の農産製造業の如きは、規模は比較的小規模なるを得、資本も少くて濟み、労働は簡單なるが爲めに、最も労働者共同生産組織の成功し得べき望がある。而して耕作の方面は、農産加工業に於けるほど事業は簡單には行き

39) Dr. R. Leonhard, Diè landwirtschaftlichen Zustände in Italien, S. 44-48.

兼ねるが、それでも、労働者共同生産組合の業務として到底適し兼ねるほど複雑なものと謂ふことは出来難く、能くその成功し得べき望は十分あるとせなければならぬ。殊に、共同小作が個別的經營を原則として、たゞ或種の業務に關してのみ共同經營を行ふ組織の下に(前掲伊太利の *Affittanza a condizione divisa* の如く)行はれる分ならば、その能く圓滿に行はれて、共同小作制としての十分なる効果を擧げ得べき餘地は、大いに存するものとせなければならぬ。

要するに此の労働者共同生産組合の事業は、農業方面に於ても、その能く行はれ得る限りに於て、労働者の地位を高め、その境遇を改善する上に、貢獻する所あるべきを疑ふことが出来ぬ。

唯だ我國のやうに、農業方面には單純なる雇傭労働者の數が少く、然かも土地は小分されて、農業經營は何れも小規模なるが爲めに、個別的小作の行はれ得べき餘地頗る廣く、然かも又その小作に關して現今種々の社會的問題の起り來りつゝある際に於て、此の共同小作制の如きが、此の労働問題上の困難を救ふに何程の用を爲すかといふことに至つては、多く之に望の囑し難きを思はなくてはならぬ。將來の農業經營組織に關する一般の問題として、共同經營組織の必要なることや、それが食糧問題などの上から見て、生産増加策としても有効なるべきことや、又労働力を節約し機械力を使用し得る餘地多く、その意味に於て經營上の方面より觀たる労働問題解決の一助となるべきことや、之を認めなければならぬが、それが労働者側より見たる農業労働問題解決の爲

めに、大いに貢献する所あるべしとは考へられぬのである。特に又、たとひ此の共同企業組織が農業上に於て廣く又有効に行はるゝに至るとするも、その共同企業體自身が土地を所有して之を自作經營するのではなく、他人の土地を借りて之が小作經營を行ふ分では、やはり地主と此の共同企業體との利害の衝突すべき餘地が残り、兩者間に小作問題を發生すべきことは、個人々々に依て行はるゝ小作制に於けると異なる所がない。即ち先づ小作料の問題に於て、地主はその多からんことを希望し、共同企業體は小作團體として其の少からんことを希望し、兩者間に軋轢紛争を見べきことは、依然として普通の小作組合對地主の關係と異なる所がないのである。従て此の制度は小作争議防止に効果あるものではなく、たゞ労働組織として意義あるものたるに過ぎぬ。

上に述ぶる所の、労働者の自主的共同經營制以外に於て、現今の労働問題に對する一策として考へらるゝ所のものとしては、彼、の、農、場、勞、働、委、員、制に就いて、一言する所がなくてはならぬ。工場に於ける労働委員制に就いては、我國に在つても、現今盛に之が攻究の行はれ、又大いに其の推奨の行はれつゝあるを見る次第であるが、農業に於ても此の制度の致へらるゝ餘地がないではない。現に獨逸の如きに在つては、一九一八年十二月二十三日の法令に依り、如何なる産業たるを問はず、二十人以上の労働者を使用する所に在つては、必ずや労働委員を設くべきものとせら

れ、苟も公民権を有する者にして二十歳以上の者は、男女の別なく委員の選舉被選舉權を有するものとなつて居る。そして五十人以下の労働者を有する所に於ては、委員は三名より成り豫備員三名とせられてある。⁴⁰⁾

總て此の労働委員制は、大規模經營の行はるゝ所で、多數の労働者の使用されたるものになつては、能く行はれ得るけれども、我國の農業のやうに、經營の規模の極めて小なる所に在つては殆んど之を採用し得べき餘地がない。我國の農業は、土地の所有が大所有制となつて居るものになつても、その經營は大多數の場合に於て、小規模の小作經營とせられ、たゞ北海道其他に於て例外的に大規模經營を見るに過ぎぬ。従て我國の農業に在つては、此の労働委員制は、今の所殆んど問題となるほどの價值を持ち得ないのである。たゞ此の制度は、英米其他の諸國のやうに、農業に在つても、工場工業に於けると同様に、多數の雇傭労働者が一經營の下に使用さるゝ状態の下に於て、採用され得べきであつて、然かも其の採用に依り、労働問題の解決は出來なくても、其の緩和の爲めに、多少の効果を奏し得べきことを信じ得られるのである。

次に農業に於ける労働問題緩和の一助となり得べきものとして考へられる所のもは、利潤分配の制度之れである。所謂勞資協調的立場に在る人々は、此の制度に對しては、大いなる望を囑

40) Dr. Mendelson, Der gegenwärtige Stand der Landarbeiterfrage, S. 13.

するを例とする。

抑も利潤分配制なるものは、現時に於ける勞賃制度が、經濟上所謂分配に關する制度と稱せらるゝに拘らず、實際に於ては勞賃は眞實の分配たる性質を有せないで、勞働者が現實に之に與はりて其業を營みたる所のその業務の成績とは直接の關係なく、其の業務の成績の定らない内に、前以て雇主より、その所有する資金の中から拂はれるものたるに過ぎぬ所よりして、此の制度に依て、せめて之を分配らしき意味合のものたらしめんとするものである。即ち現時の勞賃は、商品として賣買せらるゝ勞働の代價たるに過ぎないで、雇主は之を買取る場合には買切つてしまい、其の事業の成績とは無關係のもの爲し、從て事業成績より生ずる餘利収益は悉く之を利潤所得として企業家が收得することゝなつて居るのである。それを今此の利潤分配制に依つて緩和し、利潤の一部分を割いて勞働者に分配することにすれば、勞賃をして能く事業の成績に直接の關係を持たしむるを得ることゝなるといふのが、此の制度の主旨とする所である。

此の意味に於ける利潤分配制は、農業に於ては、決して從來行はれなかつたものではなく、其の原始的なる形式は、却つて之を農業に於て見ることが出来るので、其點は特に注意を要する所とする。即ち農業に於ける彼の分益小作制の如きは、見方に依つては、一種の利益分配制とも見得られるもので、之を小作制と見るを正當とするか、將又利益分配制の意味の加はれる勞働制と

見るを妥當とするかに就いては、從來學者間に議論の存する所である。

分益小作制 *Métairie* は、小作經營上より生ずる收益を實物のまゝに折半して其の半を地主の所得となし、他の半分を小作人の收益と爲すを以て其の本質とするものであるから、其の地主所得に歸する半分が經濟學上果して地代のみに相當するか、それとも、地代に足りないか、將又地代以上尙ほ利潤所得が含まれたるかは、之を論定し得らるべきものでない。それと同時に又小作人の所得となる他の半分が、經濟學上果して勞賃にのみ當るか、それ以上に多少の利子と利潤とを含有するか、それとも勞賃所得としても普通の雇傭勞賃に相當するだけの額には足らないものであるかといふことも、理論上に於ては論定することが出來ぬ。たゞ其の年々の收穫の多少に依つて事實的に收益の額の定まるが儘に、其の半分としての地主所得と小作人所得とに年々大小があり、其の收穫が大で從て其の半分が大なる場合には、地主は地代以外に多少の利潤所得を占むることが出來るであらうし、そうなるに小作人も亦同時に勞賃所得相當以上に利子所得を得、尙ほ多少の利潤所得をも占むるを得ることとなるべきである。

然しともかく收穫量が多くて利潤所得の生じ得べき場合には、地主同様に小作人も其の利潤の半分(又は幾部分)を所得し得る點に、此の制度の特色はある次第で、頗る原始的乍ら一種の利潤分配の行はるゝ制度なりとする。換言すれば、分益小作制は、普通に利益分配制の分類として數へ

らるゝ所の(一)生産物分配法 Product Sharing (二)利潤分配法 Profit Sharing 及び(三)利得分配法 Gain Sharing 中の第一のもの、即ち生産物分配法に當るものであつて、利益分配制中の最も原始的なる形式と見ることが出来る。

茲に於てか、學者中には、此の分益小作制は、之を、事業上の損益共に小作人が負擔し、利潤所得の生ずる場合には、企業家たる小作人が全部之を所得するを以て本則とするものと見ざるべからざる小作制度なるものの中に、屬すと見るのは穩當でない、之は寧ろ地主とその所謂小作人との共同企業と見るか、然らざれば、地主が利益分配制の下に労働者に農業經營を行はしむる一種の労働雇傭制と見るを至當と爲すと論ずる者が、出て來るのである。

惟ふに分益小作制を小作制と見るべきか、將又一種の労働制と見るべきかといふことは、小作制なるものゝ解釋如何に依ること、小作制とは小作人が企業者として事業經營上一切の損益を自己に引受けて經營を行ふ制度なりと定めてかゝれば、此の分益小作制の如きは之を小作制と見ないで、一種の労働制と見なければならぬこととなる。然るに小作制なるものを斯の如く解釋しないで、小作人は企業者たるを労働者たるを問はず、ともかく他人の土地を預つて、其上に農業經營を行ふ制度なりと廣く解釋すれば、分益小作制も亦小作制たるに何等差支なきものである。

此所には小作制の意義を定むる必要はないから、右何れの見地に據るも差支ないのであるが、

その何れにしても、吾等の研究に取つて大事なことは、此の分益制の下に於ては、利潤所得の生じ得べき場合には、それが地主と小作人との間に分たるといふことである。而して此の分配の行はれるといふことの爲めに、其の形式は甚だ原始的たる乍ら、農業には、利潤分配制なるものは、一種の形式の下に古くより行はれ來つたと謂へるのである。

右のやうな譯で、農業に在つては、利潤分配制なるものは、決して珍らしいものではないが、然し右の分配制は甚だ原始的なもので、然かもたゞ之れ分益小作の行はるゝ場合に於てのみ之を見るを得る次第で、普通の雇傭労働とは關係のないものである。従て普通の雇傭労働に於ける利潤分配制に至つては、又自ら別個の問題として之を攷究するを必要とする。

仍て之を攷ふるに、農業に於ける利潤分配制は、夙に獨逸に於て試みられ、『孤立國』の著者として、地代論の建設者として著名なるフオン、チューテンが、一八四七年自己所有のテロー農場に於て之を採用したるを以て嚆矢とする。即ちテロー農場に在つては、經營上の收支計算に於て餘剰利益が一定金額を超過したる場合には、其の超過額の五厘は農場従業者、農場管理者、農夫頭、森林管理者、車輪製造人、鍛冶屋、飼牛者、校長及び牧師其他隨時農場に雇はれて働く労働者にして村内に居住する者等に對して分配せらるゝものとせられたのである。而して其の分配は貯金

通帳に記入する方法に依て行はれ、其の貯金に對しては四分二厘弱の利子が附せられ、利子は毎年クリスマスに支拂はるゝものとし、貯金は預人が六十歳に達する迄は引出すを得ざるものとせられた⁴¹⁾

此のテロー農場の利益分配制は一八九六年迄繼續せられたが、農場の所有移轉と共に廢止されることゝなつた。

右の外獨逸に在つては、ユウルゲンズドルフ農場、コモローヴエン農場、ウルフスハーゲン農場等にも、右と略ぼ其趣を同うせる利益分配制が行はれ、農場労働者の老後の備、小兒の養育、其の地位の向上等の爲めに、農場純利益の一定歩合(六分乃至一割)が労働者に分配せられ、労働者をして單純なる雇傭賃金労働者たる以上の意味を持つものたらしめんと、試みらるゝことゝなつたのである⁴²⁾

尙ほ英國に於ても、エセックス州ターリングといふ所に在る、酪農場に於て二十年前より年期配當制が設けられ、近くは更に之を労働者の經營參加制 (Co-partnership) たりしむ計畫が行はれ、労働者の受くる配當金は之をその郵便貯金とするか、或は該農場の資本に投入すべきものとし、實際に於ては、農場資本への投入が専ら行はるゝことゝなり、農場の收支計算に於ては、其の基本資本金及び組合員たる労働者の預金に對して五分の利子を拂ひ、其餘剩利潤は之を農場主腦

41) 農務局調査『農場利益分配の事例』九七頁以下
42) 同書一〇四頁以下

者及び組合員の間、其の投資額及び資本と看做さるゝ年酬額の割合に比例して、分配さるゝものと定められた。⁴³⁾

次に我國に在つては、從來此種の利益分配制を農業に見ることは出来なかつたが、近時農村に於ける労働不足の状態は、漸くにして此等の道に依る新經營組織を必要とするに至り、弗々新事例の表はれ來るに會することゝなつた。農務局の調査にかゝる福岡縣下の事例の如きは、其の一例と爲すに足りるものである。

即ち福岡縣下の某農場(甲農場と稱せられて居る)に於ては、農場をば一個の獨立事業と看做し農場の會計を獨立にし、農場は地主より借入れたる土地に對しては小作料として地代を支拂ひ、又其の用ゐる固定資本及び流動資本に對しては一定歩合の利子を支拂ひ、其他農場従業員の給料食費其他經營に要する一切の費用を支拂ひたる後、剩餘となれる純利益は、之を農場主任、常雇員及び農場積立金の間に各々三分づゝ分配するの定めとしたのである。而して若し或年度に於て收支計算上損失を見たる場合には、定められたる主任の最低給料、雇員の給料、見習生の手當に足らざる部分だけ地主より補給するものとする。尙ほ新設備、擴張等に要する費用は地主に於て之を負擔し、器具破損の補填、牛馬の補充等すべて經營費と見らるべきものは農場の負擔とすべきものとせられてある。斯くて即ち農場に於ける經營に關しては、農場主任其責に任ずるものとし、

經營上の計畫を立て豫算の編成を爲し、之を地主と協定し置くべきものとし、その實行に關しては農場主任自己の責任として、従業労働者と共に之を遂行し、一種の負受小作制の下に業務の經營を行ふこととせられた。⁴⁴⁾

次に同じく又福岡縣下に於ける乙農場に在つては、農地は九名の所有者の所有に係るが爲めに、之を組合に依る共同企業と爲し、然かも其の經營は右甲農場に於けると同じく、農場主任者を置いて其の專管と爲し、やはり土地に對する地代を支拂ひ、組合資本に對する利子や經營費を引去りたる以上の純収益は、之を主任技手の慰勞金として十分三、常備農夫の慰勞金として十分三、農場積立金として十分四づゝに配分すべきものとして居る。其の組織は大體に於て甲農場と異なる所なく、ただ甲農場に在つては土地が一人の所有者の所有たるに反して、乙農場に在つては、そが多數地主の所有たるが爲めに、企業が單獨企業たると組合企業たるとの別を有するに過ぎぬのである。⁴⁵⁾然し此所に吾等の研究に取つては、企業が單獨企業たると組合企業たるとは重要な問題でなく、その利益分配の組織が重要なものだから、此點に於て多く異なる所なき限り、両者は同一様な事例たるに過ぎないで、次に掲ぐる丙農場の事例もやはり同一義である。

丙農場と稱せらるゝものに在つても、土地はやはり二十三名の地主の所有にかゝる所から、企業は其の組合による共同企業と爲し、然かも經營は前二例同様之を農場主任者の專管とし、農

44) 同書一頁以下
45) 同書三九頁以下

農場純利益の分配方法も亦乙農場と同じく農場主任及び常雇場員に對して各々十分の三、農場積立金として十分四つゝに配分するものとする。尤も經營に關しては、組合會議に於てその豫算を議定し、又主要農産物の販賣等に就いては、主任は農場役員と協議すべきものと定められてある。而して農場の積立金は固定資本の償却、業務の擴張改善等の爲めに用ゐらるべきものとする。⁽⁴⁸⁾

右福岡縣下に於ける三農場の事例は、我國に於ける農場利益分配制に關する最初の試として、その意味に於て輕からざる意義を有するものたるを否み難い。而してその成績は、實施以來漸く三四經營年度を経過したるに過ぎぬ今日に於て、俄かに之を判定し難いが、兎も角我國に於ける農場利益分配制の一新事例として注意するに値するであらう。而してその利潤分配の率の定め方等には、尙は多くの批評の餘地あるやうに見受けられるが、今此所に一々之を指摘論評する必要はない。たゞ忘るべからざることは、此の組織も亦之れ農業生産經營上に於ける労働組織に關する一の新しき試として、意義あるものたるに過ぎないで、地主對經營者間の問題の如きは、依然として困難なるがまゝに取遺さるゝものたること之れである。即ち經營上の收支計算に於て、地主に對しては一定の小作料を支拂ひ、之を支出として計上すべきことゝなつて居るのだから、その小作料の高低は、直接觀面に經營利潤の大小に關係し、小作料は實に利潤の發生するや否やと、其の高低の大小を定むる、一主要素たるものとする。從て此の組織の下に於ても亦、地主

と經營の任に當る農場主任以下労働者との利害は、相反するものたるを免れ難い。然かも現今純理論的には兎も角、實際的には正當なる小作料なるものゝ額が定め難く、地主と經營者との共に満足する正當の標準なるものは見出し難いのであるから、地主が比較的多くを取る限り、農場主任以下労働者の分配に預り得べき利潤は少く、従て其の不満を買ひ易く、やはり兩者の利害上に於ける對峙は、小作制に於けると異なる所なきものとする。

何れにしても、農業經營上には、常に此の地主の取るべき收益部分に關する問題が、困難の原因となるを免れ難いのであつて、此に關する根本問題の解決せられざる限り、労働問題上に於ては、其の組織を如何様にして見ても、何時も十分の問題解決は得られないで、中途半端の或は一時遁れの緩和策たるに終らしめられるのである。

總て以上の如く記述し論議し來つて、此所に漸く筆を擱くべき場合となつたのであるが、論述する所は、即ち之れ農業労働問題の一般的性質と其の主要なる諸方面とに關する解説を主とし、之に多少の政策的意見を附加したるものであつて、問題を問題として釋明することが、實に本文の本旨とする所である。尙ほ諸多細末の點に關しては、更に多くの論究を必要とする次第だが、一先づ茲に大綱を論ずるを以て満足し、此稿を結ぶこととする。特に問題解決の爲めにする諸政策

就中その根本政策に就いては、筆者に信する所あり、先づ土地の所有に關しては、土地の所有と用益とが相分離して居る現今の狀態が根本的に革められて、所有と用益との不可分のものとせらるゝことを必要とし、その意味に於て現時の所有制なるものは、從て所有權なるものは、少くとも農地に對しては、改廢せられるの必要があるであらうし、又彼の雇傭労働制そのものゝ改廢も必要とせられるであらうし、更に又大いに進むで、現時の文明の都會集中を打破し、文明と經濟との都陴平均を將來すべき根本政策の確立斷行せられるを必要とするであらうことは、私の信じて疑はざる所である。斯くするに於てのみ即ち甫めて能く農業労働に關する諸多の問題は解決されるのみならず、斯くて甫めて能く農業そのものゝ衰頽荒廢を防ぎ、その維持と繁榮とを圖ることが出來得べきである。然らざる限り諸多の政策の如きは、所詮緩和策たるの效能しか持ち得ざるものと信せられる。けれども此等の根本政策に關することは、總て此所に之を省いて置く。繰返して言ふが、本論文に於ては農業労働問題の如何に重要切實の問題たるかを明かにし、その問題の内容と意義とを闡明することが、主眼とせられた次第である。又その解決のためにせられんとする運動と施設の實狀に就いて、其の大様を述べて、問題推移の傾向を窺ふことが、企てられた次第である。(完結)